

明治・大正期滋賀県の出移民が 向かった場所とその目的

坂野鉄也

Tetsuya Banno

滋賀大学 経済学部 / 准教授

序

前稿「明治・大正期滋賀県における人の移動」(『滋賀大学経済学部研究年報』第25号、2018年11月、77~108頁。)においては、明治・大正期の滋賀県において人々はどのように移動していたのかという点について、当時の203市町村を対象にその移動先を問わず、全体として論じることを試みた。本稿では、その前稿および前々稿を踏まえつつ¹⁾、出移民についてその渡航先と渡航目的について数量的側面に焦点をあてていく。

前々稿において指摘したとおり、滋賀県からの出移民にかんする数量データについてはすでに川崎愛作の著作があるが、彼の出移民の捉え方にはふたつの問題が指摘できる。まずひとつは、移住先の限定である。川崎は朝鮮、台湾、樺太、関東州という日本の植民地=勢力圏への移住を「移民」としては捉えておらず、これらの数値は彼のデータから排除されている。それだけでなく、明治・大正期の人々が向かったもうひとつの移住先である北海道についてまったく触れていないのである。そしてふたつめは、ひとつめとも結びつくが、旅券発給時に「移民」あるいは「出稼」と記されるもののみを対象としている点である。日本からの出移民研究史の画期となる一書を著した岡部牧夫が指摘したように、旅券の渡航目的上の「移民」あるいは「出稼」とされるもののみが移民であるわけではない²⁾。

ただしこれらの問題点は、前々稿において示したように、川崎も用いた滋賀県統計書という資料=史料を用いることによって容易に解決できる。滋

1) 坂野 鉄也 「明治・大正期における滋賀県出移民史再考のために——県統計書の活用」 滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第51号、2018年3月、57-71頁。以下、「出移民史再考」と略す。

2) 坂野 「出移民史再考」、63頁。および、岡部 牧夫 『海を渡った日本人』 山川出版社、2002年。なお、岡部のこの

賀県統計書を含む府県統計書は、明治期以来、全国道府県が人口動態・経済活動・教育などにかかわる統計についてほぼ毎年作成した資料集であり、出移民を論じるうえできわめて有益な資料である³⁾。そのため、川崎の研究において捨象された諸点について資料そのものは情報を提供してくれる。滋賀県統計書は、日本の勢力圏、そして北海道への移住も「移民」「出稼」に限らない旅券発給にかんする統計も掲載しているのである⁴⁾。

しかしながら、滋賀県統計書を資料とすることによる制約も生まれる。現在、入手できる滋賀県統計書のもっとも古いものは、1883(明治16)年を対象としたものであるが、出移民に関係する統計で最初に得られるのは、1886(明治19)年の「海外在留人員」という表である。これは『自明治十九年至明治二十一年滋賀県統計書』と題された統計書に掲載された表であるが、次号の『明治二十二年滋賀県統計書』では「人口ノ出入」という表のなかの「外国行」という表への記載と変更される。とはいえ、いずれの表も当該年次末日における外国在留者数のみの数値である。旅券の目的種別および渡航先にかんする表が付されるのは1891(明治24)年が最初である。その後についても1894(明治27)年から1896(明治29)年にかんしては統計書そのものの存在が確認できない。後年の統計書から在留者数は把握できるものの、渡航者数・目的・渡航先についてはまったく情報が得られない。さらに、『滋賀県統計書』が『滋賀県統計全書』と名称を変更される1904(明治37)年と翌1905年の版には「海外旅券下附人員」表はあるものの、「人口ノ出入」表が掲載されておらず、

渡航者数・目的・渡航先は把握できても、海外在留者数はわからない。つまり、年次によって発行の有無や掲載される表の違いがあり、経年的に同種の数値を把握することはできないのである。

したがって、本稿のタイトルに明治・大正期と記したものの、ここで分析の中心となるのは、1898(明治31)年から1921(大正10)年となる。1898年を始点とするのは二つの事由による。まずひとつは、1897(明治30)年4月1日付けでの郡制施行にともなう西浅井郡の伊香郡への統合と、同年10月1日付けでの大津の市制施行によって滋賀県の行政体制がひとまず確立されたことである。その翌年にあたる1898年から新しい行政区に基づく統計が始まる。もうひとつは、出移民にかかわる統計表の変遷である。滋賀県統計書では、1898年より前についても「海外渡航ノ人員」という表が掲載されることもあったが、それは当該年の渡航者を表すものではなく、当該年以前に渡航し在留する者の員数を示していた。しかし、1898年からは旅券下付数が記載されることとなる。旅券下付数が得られることによって当該年次の渡航者数を概数として知ることができるようになるのである。また終点を1921年とするのも、資料上の制約のためである。1922年版以降の滋賀県統計書には「人口ノ出入」あるいは「出入人口」の表が掲載されず、在留者数が把握できなくなるのである。

このように期間が限定されるものであるが、滋賀県統計書を資料＝史料として出移民の渡航先や目的にかんして数的な分析を試みる。そこで得られるのは、これまでの滋賀県の出移民史において結ばれてきた像とは異なるものである。

書の評価については、以下の論文を参照した。石川 知紀「日本における出移民史研究史概観—1990年代以降—」『海外移住資料館 研究紀要』第3号、2009年3月、4-6頁。

3) 坂野「出移民史再考」、59-61頁。および、花木 宏直「移民資料としてみた府県統計書の特性とその活用」『移民研究』第13号、2017年8月、1-22頁。

4) 「滋賀県統計書」および「滋賀県統計全書」については、坂野「出移民史再考」と同様に、ここでも滋賀大学経済経営研究所に所蔵されている原本(滋賀県犬上郡青柳村(現彦根市)に保管されていたもの)およびマイクロフィルムからの複写を用いた。所蔵されていない明治16-18年版については国立国会図書館デジタルコレクション所収のものを用いた。

I カナダという移住地

滋賀県はカナダへの出移民が多く、第二次世界大戦前にはカナダ在留日本人のなかで滋賀県出身者がもっとも多いと言われている⁵⁾。じっさい、はやくも1892(明治25)年には、滋賀県を本籍とする海外在留者のうちカナダの在留者数が増え、多くなっている。また1898年以降も、1901年を除いてつねに100以上の旅券の渡航先となっている。表1は1898年から1926年のあいだに下付された旅券数を、朝鮮と中国以外の、100を超える旅券が下付された渡航先別に数の多い順に並べた表

表1 旅券の渡航先(1898-1926)

| 渡航先 | 旅券下付数 | 比率 |
|---------|--------|--------|
| カナダ | 7,602 | 52.8% |
| アメリカ合州国 | 3,493 | 24.3% |
| ハワイ | 1,210 | 8.4% |
| フィリピン | 464 | 3.2% |
| ペルー | 397 | 2.8% |
| 極東ロシア* | 287 | 2.0% |
| メキシコ | 202 | 1.4% |
| ブラジル | 196 | 1.4% |
| 他 | 548 | 3.8% |
| 合計 | 14,399 | 100.0% |

*「露西亞」、「露国」と記されたものは除き、「露領浦鹽斯德」、「露領浦鹽」、「露領沿海州」、「西比利亞」、「露領」と記されたものを合算した。

5) たとえば、末永 國紀 『日系カナダ移民の社会史——太平洋を渡った近江商人の末裔』 ミネルヴァ書房、2010年、33-34頁。

6) 朝鮮と中国とを除く理由は後述する。

7) 「滋賀県を本籍とする人々」という表現を用いるのは、かならずしも居住しているものとは限らないからである。たとえば、滋賀県からカナダに渡った最初の移民は、犬上郡磯田村を本籍とし、横浜市に寄留した二名である。『米原町史』通史編、2002年、1019頁。

8) 舟橋 和夫 「出移民100年間の地域的特徴とその生活史的研究」平成3年度科学研究費補助金(一般研究C)研究成果報告書、1992年3月。以下、舟橋 「生活史的研究」と略す。

である⁶⁾。朝鮮と中国を除く全旅券下付数に占めるカナダの割合は50%を超えており、滋賀県を本籍とする人々が海を渡るばあい、その多くがカナダに向かっていたことがひとまず確認できる⁷⁾。

表2は滋賀県からカナダに向かった渡航者の渡航目的を旅券数の多い順に表したものである。「出稼」「移民労働」を目的としているものが全体の87.1%と大半を占めていることがわかる。

表2 カナダ向け旅券の渡航目的(1898-1926)

| 渡航目的 | 旅券下付数 | 比率 |
|------------|-------|--------|
| 出稼ぎ/移民労働 | 6,621 | 87.1% |
| 商業 | 538 | 7.1% |
| 農業/漁業/職工 | 90 | 1.2% |
| 学術研究/留学/視察 | 10 | 0.1% |
| 雑/その他 | 343 | 4.5% |
| 合計 | 7,602 | 100.0% |

ここまでの数値から見れば、カナダへの移民というのが、明治・大正期における滋賀県からの出移民の基本的な傾向であるように見える。

滋賀県を本籍とするものが、海外へと出ていった最初の事例と考えられるのは1878(明治11)年だが、滋賀県からの出移民ということではハワイへの官約移民がその最初となる。外務省外交史料館に所蔵される『海外旅券下付返納表申達一件』という史料にもとづいて研究をおこなった舟橋和夫

9) 舟橋 「生活史的研究」、22頁。

10) 舟橋 「生活史的研究」、24頁。

11) 舟橋 「生活史的研究」、37頁。

12) 舟橋 「生活史的研究」、41頁。

13) 福田 徹 「滋賀県における北米移民の空間分布」戸上 宗賢編著 『ジャパニーズ・アメリカン——移住から自立への歩み——』 ミネルヴァ書房、1986年、36-37頁。

14) 福田 「滋賀県における北米移民の空間分布」、38頁。

によれば⁸⁾、滋賀県を本籍とするものが最初に海外旅券を下付されたのは1878(明治11)年のことであり、2名が旅券を発給されている⁹⁾。それ以降、1879年に1名¹⁰⁾、1884年には2名と下付されていくが¹¹⁾、ハワイ官約移民が始まる1885(明治18)年には87名もの滋賀県を本籍とするものに海外旅券が下付されている¹²⁾。滋賀県からの本格的な出移民はこのハワイ官約移民によって開かれたといえるであろう。

1885年のハワイ官約移民では第1回と第2回と計2度の移民が派遣されているが、滋賀県を本籍とするものでは、第1回に5名、第2回に74名の計79名が参加している¹³⁾。1885年の海外旅券下付数87の大半はこのハワイ官約移民が占めているのである。

ハワイへの官約移民はその後、1894(明治27)年の第26回まで続くが、滋賀県を本籍とするものが参加したのは1887(明治20)年の第4回までであり、第3回が2名、第4回が3名と少数に留まり¹⁴⁾、総計も84名に過ぎない¹⁵⁾。

第5回以降のハワイ官約移民への参加がなかったこともあってか、旅券の発給は1887年から1889年にかけては1名、3名、2名とわずかな人数に留まる¹⁶⁾。1890(明治23)年から1892年は15名、15名、12名とそれほどの増加も見られない¹⁷⁾。しかし、1893(明治26)年には62名となる¹⁸⁾。日清戦争の

時期、すなわち1894年、95年にはそれぞれ26名、25名と減少するものの¹⁹⁾、1896(明治29)年には75名²⁰⁾、翌1897年にも58名とふたたび50名超の滋賀県本籍者に海外旅券が下付されている²¹⁾。明治20年代中葉に増加の兆しが見えはじめ、30年前後からは大幅な増加となる。

如上のとおり、滋賀県統計書では1891(明治24)年にはじめて渡航目的と渡航先とが記されることになる。当該年次末日つまり1891年12月31日における海外在留者数が渡航目的とともに示されるのである。渡航目的は「官用」、「留学」、「漫遊」、「布教」、「商業」、「労力出稼」、「不詳」の7分類とされ、「在外国の行き先」は「清国」、「朝鮮」、「浦監斯徳^{ウラジネストク}」、「濠州^{シンガポール}」、「新嘉坡」、「英国」、「独逸」、「伊太利」、「北米合衆国」、「加奈陀^{ハワイ}」、「布哇」の11市・国であった。

このうち「浦監斯徳」、「濠州」、「新嘉坡」、「英国」、「独逸」、「伊太利」の6つについては在留者がそれぞれ1名で、在留者がもっとも多いのはハワイで33名となっている。この33名には「商業」目的3名、「不詳」1名が含まれるが、残り29名はいずれも「労力出稼」を目的とする。

滋賀県から多くの出移民を出した第2回ハワイ官約移民でハワイに渡ったものはすでに3年の年季を終え帰国しているものと思われ、この29名がどのような形でハワイに渡ったのかは定かではな

15) 第26回までの移民総数は、「第3回移民船で水夫として出稼した者49人を加えると」29,133人である。滋賀県からのハワイ官約移民は総数のわずか0.3%弱である。児玉 正昭『日本移民史研究序説』 溪水社、1992年、26頁所収の「表一-6 官約移民の府県別・年度別統計」による。『新修彦根市史』(第三巻 通史編 近代、2009年、194-195頁。布川弘執筆)は、ハワイ総領事安藤太郎が外務次官青木周蔵にあてた「第2回耕地巡回報告」を引き、「神奈川・滋賀両県民が「兎角苦情紛起」になりやすいと評価されている」ことがハワイ官約移民を多く生んだ広島・山口とは異なると記すものの、移民契約違反にたいする弁償規定など移民を送りだした出身県の姿勢や意気込みの違いが滋賀県からのハワイ官約移民の少なさの理由と結論する。児玉も、領事報告をとりあげるとともに、広島県の県知事・郡長、県庁・郡役所

などの職員による「移民送出への組織的な努力」を指摘し、「広島・山口などの特定の県に集中した最大の要因は政治的要因であるといっても過言ではない」とする。児玉『日本移民史研究序説』、43-52頁。

16) 舟橋 「生活史的研究」、47、50、53頁。

17) 舟橋 「生活史的研究」、56、59、62頁。

18) 舟橋 「生活史的研究」、65頁。

19) 舟橋 「生活史的研究」、68、72頁。

20) 舟橋 「生活史的研究」、75頁。

21) 舟橋 「生活史的研究」、78頁。

い。しかし、出移民の最初の波はハワイ向けであったことが確認できる。

ところが、翌1892年にはすでに渡航先の変化が見られる。明治25・26年版の滋賀県統計書には「人口ノ出入」に「廿五年末ニ於ケル外国人中人員ノ行先及其目的」の表が付されているが、そこではカナダの在留者数がもっとも多く、ハワイの22名を上まわる39名である。前年のカナダの在留者数が10名であることから大幅な増加が見られるのである²²⁾。またカナダに次ぐのはアメリカ合州国の24名であり、ハワイから北米大陸へと渡航先が変化している。

当該表にある目的を見ると、北米大陸が出稼渡航先として選ばれたこともわかる。カナダでは在留者39名中36名までが「出稼」目的となっている。同様に、アメリカ合州国も24名中13名は「出稼」目的である。北米がハワイに代わる出稼先として選ばれているのである。

また、この時期では女性の在留者が占める割合は少なく、「出稼」の主体が男性によって担われていたことが明らかである。1892年においては128名の海外在留者のうち、女性はたった12名である。女性の在留先でもっとも多いのはハワイの7名でいずれも「出稼」を目的としているが、残り5名は朝鮮3名と「支那」2名であり、いずれも「商業」を目的としている。ハワイを例外として、「出稼」目的のばあいずれの渡航先も在留者は男性のみである。男性が「出稼」を目的として北米大陸に在留しているという状況が見える。

男性が北米大陸、とりわけカナダへ「出稼」に行くというパターンは、1897(明治30)年になるとよ

り鮮明なものとなる。この年の海外在留者数は計328名であるが、女性は17名のみである。在留者がかもっとも多いのはカナダで、総数のほぼ半数、160名が在留している。その160名はいずれも男性であるが、そのなかで1名のみが「学術研究」目的の在留者であり、残り159名はいずれも「出稼」を目的としている。次いで在留者が多いのはアメリカ合州国であり72名がいるが、そのうち「出稼」目的の在留者は女性1名を含む55名である。同年の在留者のなかには「出稼」目的の男性は、朝鮮、ハワイ、オーストラリア、イギリスにもいるが、ハワイの18名を除き10名を超える場所はなく、全体的な傾向として北米大陸への男性の「出稼」という基本型が明確となっている²³⁾。

この「出稼」という種別は、1910(明治43)年の「海外旅券下付人員」表においては消失する。代わりに登場するのは、「移民労働」というものである。これは1909年6月から「移民専用旅券」が下付されるようになることと関係しているものと思われる²⁴⁾。

ほかの渡航目的の種別も徐々に変化している。1898(明治31)年では「出稼」に、「商用」、「布教」、「学術研究」、「農業」、「漁業」、「其他」を加えた7種で、これは1903(明治36)年まで続くが、人員表がふたたび男女別になる1904年からは「留学」、「商用」、「農業漁業」、「職工」、「出稼」、「遊歴」、「其他」の7種となる。さらに1905年には「官用」が加わり8種となり、1907年には「官用」が「公用」に改められ1909(明治42)年まで続く。1910年には「商用」が「商業」に変わり、「漁業」の文字が消え「職工」と「遊歴」もなくなる一方、「視察」が追加さ

22) 日本人が旅券を下付されてカナダに渡航した最初は1891年である。外務省通商局編纂 『自明治元年至大正九年 旅券下付数及移民統計』、1921年9月、5頁。国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1906396> 最終アクセス日:2018年8月12日

23) 後述するルミュー協約(1908年)によってカナダ移民に制限が加えられると、男性の出稼という基本型にも変化がみられる。出稼回帰型から定住定着型への移行が見られるの

である。『新修 彦根市史』では、明治42年以降の女性渡航者の増加とカナダ移民人物誌における父による子の呼寄を根拠として、「明治40年代から大正時代にかけては、カナダに定着した男性が妻子を呼び寄せ、カナダへの定住を志向する動きが一層強まった」とする。『新修 彦根市史』、462-463頁。県統計書では、1905(明治38)年から1908(明治41)年に渡航目的が「其他」に分類される男女の渡航者が多数現れる。職業に就くことを前提としない渡航者が増えたことも妻子呼寄のひとつの証左となるであろう。

れる。そして如上のとおり、「出稼」の代わりに「移民労働」となる。1911年には種別そのものに変化はないが、前者6つは「非移民」としてくられ「移民」とは明確に区別されるようになる。

序に記したとおり、ここに川崎愛作の滋賀県からの出移民研究におけるひとつの問題点が出する。川崎は種別上の「出稼」および「移民労働」のみを出移民として扱った。しかし、前々稿においても引用しているが、岡部牧夫の定義にしたがえば、移民とは「自己の職業活動を、移住先の社会そのもののなかで実現している」ものと考えられ²⁵⁾、旅券上の区別とは別に考えられるべきものなのである。滋賀県からの出移民を捉えるばあいにおいても、「出稼」や「移民労働」を目的として渡ったものに留まらず、「公用」、「農業」、「漁業」、「職工」、そして「商用」あるいは「商業」という種別での渡航者も出移民として捉えるべきである。

「出稼」や「移民」という種別に囚われないものとして出移民を見ても、表1、2で見たように数のうえではカナダが圧倒している。しかし、その数値はあらかじめ朝鮮と中国を除外したものである。旅券に示される目的を広げるだけでなく、植民地や中国あるいは北海道を加えたとき、どのような出移民像を結べるのであろうか。

II 出移民のもっとも多い土地

朝鮮と中国とを対象から除いたのは、当初、それらの国々への渡航にも旅券が必要であったが、一度の旅券下付で数次渡航が可能であったためであり、また時間を経るにしたがって旅券が不要

となっていき、旅券下付数から統計上、朝鮮や中国への渡航者がわからないためである。それらを考慮したばあい、カナダが滋賀県からの出移民先として突出した場所とはいえなくなる。

如上のとおり、1898(明治31)年からは滋賀県統計書に「海外渡航ノ人員」として旅券下付数が掲載されるようになる。それは、「海外旅券規則」の改正により旅券下付事務の制度変更があったためであろう。前年1897年10月15日付外務省令第5号により同年11月15日施行で旅券下付事務がそれまでの「開港場官廳」(東京、大阪、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川)から「地方上級行政廳」つまり各府県でおこなわれるようになったのである²⁶⁾。

こうして年次ごとの旅券下付数が把握できるようになるが、注意を要するのはこれが渡航者の実数を表しているわけではないことである。それには大きく三つの理由がある。まずひとつは、旅券を下付されても、じっさいには渡航しなかった者を除くことができないためである。

またふたつには、従来の旅券が帰国するまで有効な一回限りの旅券であったのにたいし、1894(明治27)年3月2日付送32号外務省記録「旅券法規及同法規取扱手続ニ関スル訓令並旅券下付雑件」により、「清国、朝鮮、ウラジオストク、コルサコフ、香港への渡航は同一旅券を三年間有効とし、例外的に数次往復旅券とすることが可能となった」(圏点は引用者による)ためである²⁷⁾。さらに、1900(明治33)年6月4日付外務省令第2号外国旅券規則(同年7月1日施行)第10条には「商業漁業其ノ他職業ノ為数次往復スル者ハ帰国若ハ帰着毎ニ旅券ヲ返納スルコトヲ要セス但シ旅

24) しかし、旅券上の区別そのものは1900(明治33)年から始まっている。移民向けの旅券には氏名上に「移民」の頭書が付されていたのである。旅券の変遷については以下による。柳下 宙子 「戦前期の旅券の変遷」『外交史料館報』第12号、1998年10月、31-59頁。「移民」の頭書については38頁、「移民専用旅券」については39-40頁にそれぞれ記載がある。

25) 岡部 『海を渡った日本人』、5頁。坂野 「出移民史再

考』、63頁。

26) 柳下 「戦前期の旅券の変遷」、34、38頁。これは「官報」(第4288号、1897年10月15日)でも確認できる。官報はURLを個々に記載せず、号数と発行日のみを記載するが、国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧できる。

27) 柳下 「戦前期の旅券の変遷」、37頁。なおコルサコフは、サハリン(樺太)南部の港町であり、日本統治時代には大泊と呼ばれることになる。

券領収ノ日ヨリ三年ヲ過キテ帰国若ハ帰着シタルトキハ之ヲ返納スヘシ」とある²⁸⁾。なお、この第10条は1905年8月24付外務省令第5号(同年9月10日施行)で削除される²⁹⁾。しかし、1907年3月15日付外務省令第1号として新たに発せられた「外国旅券規則」では第13条において「特定ノ地」に限定した数次旅券が復活している³⁰⁾。また、同年4月1日付外務省告示第7号によって、「特定ノ地」が「露領薩哈唎島及沿海州」であることが示された³¹⁾。つまり、当該地域に商業漁業などの職業の目的として渡航するばあいには、3年間のあいだに複数回往復することもあり、旅券下付数と延べ渡航者数とは一致しないのである。

またそれらふたつの理由以上に重要なのは、日本の植民地に組み込まれていった台湾、樺太、朝鮮、関東州への渡航、そして後述のとおり中国への渡航については旅券が不要となり、旅券下付数によって把握できなくなることである。

旅券下付数はあくまでも、統計上知りうる渡航者数にもっとも近い数値であり、旅券によって捕捉されない海外渡航者を無視して出移民を論じることができない³²⁾。

旅券下付数によって把握できない植民地への出移民について滋賀県統計書では、台湾、樺太、朝鮮、関東州についてはそれぞれ1898年、1908年、1910年、1918年から在留者数が「人口ノ出入」あるいは「出入人口」という表に記されるようになる

ほか、「移住者及退去者」、「渡航者及帰航者」や「在住者」が地域ごとに別表で示されたりする。1914(大正3)年からは、「移住民」として前年末の在住者数、当該年次の移住者数および退去者数、当該年次末の在住者数が「台湾」「樺太」「朝鮮」「外国」(1916年からは「北海道」も加えられる)という形でまとめて掲載されるようになる³³⁾。

なお中国への渡航にかんしては、県統計書からは情報が得られない。1907年までは「清国」への旅券下付数が「海外旅券下附人員」表に掲載されるものの、翌年からは中国への旅券下付数が示されなくなる。そもそも「明治時代後期には中国への渡航に際し旅券を携帯するか否かについては渡航者の自由であり、1917(大正6)年には中華民国政府とのあいだで改めて日本人は旅券を携帯しなくてもよいことが確認されているのである³⁴⁾。

さらに、台湾や朝鮮、樺太などの植民地に在留するものがそこから直接、別の国へと渡航するばあい、それぞれの場所であらたに旅券を下付される。台湾では、1897年1月15日付台湾総督令第2号によって「外国行旅券規則」が制定される³⁵⁾。そこでは、台湾から直接、外国に行く「帝国臣民」は旅券を申請することができると規定された。それだけでなく第9条では、「清国諸港香港澳門及比律賓島」へ渡航するばあいには「商用」以外に「私用」でも3年間有効で数次往復が可能である旨が記載されている³⁶⁾。朝鮮では、まだ保護国であった1907年

28) 『官報』(第5074号、1900年6月4日)

29) 柳下 「戦前期の旅券の変遷」、39頁。『官報』(第6646号、1905年8月24日)

30) 『官報』(第7110号、1907年3月15日)

31) 『官報』(第7123号、1907年4月1日)。なお、「露領薩哈唎島」とはサハリン島北部(北樺太)のことである。

32) また、極東ロシアへの日本人移民について論じた半田美穂は、密航が頻繁におこなわれていたことも指摘する。半田美穂 「明治期における極東ロシアへの日本人移民にみる渡航過程——長崎県「旅券下付何」の分析を中心に——」『歴史地理学』第50巻4号(241号)、2008年9月、22頁。

33) ところが、この「移住民」表は1920(大正9)年が最後となる。また寄留者や在外在住者数を示す「出入人口」表も翌1921年が最後となり、以降は植民地・外国の移住者数や在住者数を滋賀県統計書によって知ることはできなくなる。

34) 柳下 「戦前期の旅券の変遷」、41頁。1918年には中国から日本への渡航者についても旅券不要とされており、日中の相互旅券免除となっている。

35) 『官報』(第4072号、1897年1月28日)

36) ただし、1907年10月30日付台湾総督府令第86号によって規定された「外国旅券規則」(同年11月1日施行)においては、数次往復にかんする条項はなくなっている。『官報』(第7309号、1907年11月7日)

4月20日付統監府令第16号で「外国旅券規則」が制定され、「韓国に在る帝国臣民」は旅券を申請できるとされた³⁷⁾。また同規則第10条にも「商業、漁業其ノ他職業ノ為特定ノ地」に数次往復を3年間認める規定があり、同年5月2日付統監府告示によって「特定ノ地」は「清国盛京省、吉林省及黒龍江省、露領薩哈唎島、沿海州及黒龍州」と示された³⁸⁾。そして、韓国併合後の1910年10月15日付朝鮮総督府令第27号によって改めて「外国旅券規則」が制定された。同規則第9条には台湾と同様に特定地への3年間有効の数次往復規定も残る³⁹⁾。

川崎は県統計書の「海外旅券下附人員」表にあらわれるもの、その旅券下付数のなかで「出稼」「移民」としてあらわれるものを移住者数とした。しかし、渡航目的のみならず旅券下付数が、植民地や中国を除外したものであること、数次渡航や植民地で下付されたものを含まないことが考慮されなければならない。

そしてさらに忘れてはならないのは、北海道の出移民である。塩出浩之が指摘したように「二〇世紀前半において北海道への移住は南樺太への移住と連続性を有しており、北海道を「国内」として例外視する認識は、戦後日本の国境を前提としない限り成り立たない⁴⁰⁾。また、前々稿においても記したとおり、滋賀県からの移住者では、外国行よりも北海道行の方が多いという指摘もある⁴¹⁾。そ

して何よりも、本稿が使用する県統計書という史料において、北海道への移住者は植民地、外国への移住者と同様に、「移住民」という同じ表のなかで扱われるのである。

旅券下付数で把握できない北海道と植民地への渡航者数は無視することができない数値である。北海道への移住者数にかんしては、滋賀県統計書では1897(明治30)年から1911(明治44)年までについては「北海道移住及退去者」の表から、1916(大正5)年から1920(大正9)年までは「移住民」の表からわかる。それらのうちたとえば、旅券下付数が900を超え、出移民の第二次ピークと考えられる1918(大正7)年時点で見ると⁴²⁾、北海道と朝鮮への移住者数の合計は「外国」への移住者総数を上まわっている。当該年次における北海道への移住者は815名、朝鮮へは532名で合わせると1,347名であり、「外国」への移住者は1,228名なのである。

非勢力圏のなかではカナダが優越していたとしても、勢力圏=植民地や北海道を含めた出移民を総体として論じるばあいには、カナダのみを特別視することはできないであろう。

植民地・中国・北海道を除いた「外国」のなかでもっとも出移民の多いと考えられるカナダ渡航のための旅券下付数を、北海道を含めた「移住民」表のある1916年から1920年のあいだで朝鮮、北海道への移住者数と比較してみると(表3)、その

37) 『官報』(第7144号、1907年4月26日)

38) 『官報』(第7154号、1907年5月8日)。「清国盛京省」は今日の遼寧省にあたる。なお樺太にかんしては、1910年11月22日付外務省令第7号「外国旅券規則ノ改正」において、第3条によって台湾、朝鮮と同様に樺太庁長官が旅券の下付について定めることとなっているが、樺太庁の「外国旅券規則」改正にかんする告示は『官報』(第4014号、1926年1月14日)にあるものの、「外国旅券規則」そのものは見つけられなかった。

39) 『官報』(第8199号、1910年10月19日)。同号には同年10月15日付朝鮮総督府告示第23号も示され、特定地が台湾同様、「清国盛京省、吉林省及黒龍江省、露領薩哈唎島、沿海州及黒龍州」とされる。

40) 塩出 浩之 『越境者の政治史——アジア太平洋における日本人の移民と植民』 名古屋大学出版会、2015年、7頁。

41) 平井 松午 「近代日本における移民の創出過程と多出地域の形成——北海道移民と海外移民との比較から——」 『歴史地理学』 第44巻1号(207号)、2002年1月、28頁。坂野 「出移民史再考」、63頁。

42) 出移民のピークにかんしては、坂野「出移民史再考」(64-65頁)を参照のこと。ちなみに、第一次ピークは1907(明治40)年である。

総数においては北海道がもっとも多く、単年次では移住者数の第二次ピークである1918年には朝鮮、北海道ともにカナダを上まわっており、北海道は1916年から1918年の3年間はいずれもカナダよりも多い。

北海道への移住者数については、1898年から1911年までの数値も得られる。1906(明治39)年版の滋賀県統計書から「北海道移住及退去者」という表が現れ、同年版には1897(明治30)年から1905(明治38)年までの移住者数と退去者数が記される。「北海道移住及退去者」の表は1912(明治45/大正元)年まで掲載され、1911年末日における数値までがある。

したがって、1898年から1911年までの北海道への移住者数とカナダへの旅券下付数と比較することも可能である(表4)。カナダの数値については、

渡航目的が「学术研究」、「留学」、「視察」、「其他」のものも含んでいるが、それでも北海道への移住者数が単年次でも総数でも上まわっており、総数ではカナダのおよそ2.79倍となっている。1912年から1915年までの比較データはないものの、明治・大正期において北海道にカナダよりも多い移民が向かったことが推定される。

また朝鮮への移住者も少なくない。表3において限られた期間ではあるが、朝鮮とカナダとの比較をおこなった。もう少し長い期間で比較するために、表1で記した1898年から1926年までの旅券下付表に占めるカナダの割合を表す52.8%を用いて、植民地を除いた「外国」在留者数に占めるカナダ在留者数の推測値を算出してみる。序において述べたように、「外国」在留者数については、毎年次ごとの「出入人口」表から明らかとなるが、「外国」

表3 カナダ・朝鮮・北海道への移住者数比較(1916-1920)

| 年次 | カナダ | 朝鮮 | 北海道 |
|-------|-------|-------|-------|
| 1916年 | 346 | 309 | 700 |
| 1917年 | 324 | 231 | 421 |
| 1918年 | 418 | 532 | 815 |
| 1919年 | 420 | 253 | 418 |
| 1920年 | 338 | 322 | 311 |
| 合計 | 1,846 | 1,647 | 2,665 |

表4 カナダと北海道への移住者数比較(1898-1911)

| 年次 | カナダ | 北海道 |
|------|-------|-------|
| 1898 | 185 | 378 |
| 1899 | 106 | 374 |
| 1900 | 159 | 409 |
| 1901 | 12 | 462 |
| 1902 | 139 | 456 |
| 1903 | 142 | 541 |
| 1904 | 121 | 503 |
| 1905 | 152 | 655 |
| 1906 | 259 | 564 |
| 1907 | 372 | 565 |
| 1908 | 280 | 603 |
| 1909 | 149 | 543 |
| 1910 | 227 | 616 |
| 1911 | 297 | 574 |
| 合計 | 2,600 | 7,243 |

に含まれる個々の国ごとの在留者数は分からない。逆に、朝鮮については同表に1910年以降の在留者数は示されている。そこで、「外国」在留者数の52.8%をカナダにおける在留者数として1910年以降で比較してみる。

1910年における朝鮮の在留者数はすでに1,011人であった。5年後の1915年には2,000人を超え、その後も徐々に数を増やし、「出入人口」表が掲載された最後の年である1921年には2,874人であった。たほうカナダの推測値は、1910年では「外国」在留者3,841人の52.8%でおよそ2,028人、1921年における「外国」在留者は6,099人で推測値は3,220人である。この間、カナダ在留者の推測値は1.49倍増え、朝鮮の在留者数は2.84倍増えている。

この背景にはもちろん、日本とそれぞれの地域との関係がある。日露戦争後に日本がロシアから引きついで中国大陸の租借地に関東都督府が置かれ、南満州鉄道とその附属地の支配をはじめ、その後の満洲国建国へとつながるなかで、中継地たる朝鮮への移住者が大幅に増える傾向にあった。たほうカナダへは、1908(明治41)年にルミュー協約を結んで以来、出移民について制限が加えられていた。

しかしカナダへの渡航を目指す旅券下付数は、翌1909年には149まで落ちこんだものの、1910年には227に回復し、1913年、1918年、1919年にはそれぞれ414、418、420と400を超えている。それ以外の年でも1915年に200台となるものの、ほかの年次では300を超えている。これはルミュー協約において日本からの労働目的の移民を年間400人に制限したものの、再渡航、妻子などの呼寄せはその制限の対象とならなかったためである⁴³⁾。移

民数の制限という外在的な条件はその移住の質的な転換をもたらしたといえるが、数値そのものに大きな影響を与えたとはいえない。

これらの比較から明らかになるのはまず、滋賀県からの出移民がもっとも多いのがカナダではなく北海道であること、さらに韓国併合後、日本の中国大陸への拡大の足掛かりとされた朝鮮半島への移住者も相対的に増えていることである。これまでの出移民史においては「移民」という言葉によって想起される、「移民」の頭書のある外国旅券あるいは移民専用旅券をもって日本の非勢力圏にある国家に出稼あるいは移住することが想定されており、北海道や植民地への出稼・移住者を考慮してこなかった。非勢力圏への移住という条件を取りさったときに注目すべきは、北海道であり植民地なのである。

III 渡航先と渡航目的との関係

旅券下付表にあらわれない北海道や朝鮮への移住者の渡航目的は旅券下付表から知りうることはできない。ここでは県統計書に掲載された別の表からそれを探りだしていくことになる。

旅券下付表にあらわれるカナダへの渡航目的は表2ですで見えた。もっとも多いのは、出稼／移民労働であるが、商業も7.1%を占める。しかしそもそも、「出稼」や「移民」は職業ではない。カナダ移民にかんする概説的な説明においては、滋賀県からカナダへの移民はまず、「バンクーバー港付近の製材所に勤め、やがて隣接するパウエル街で同胞を顧客とする商業・サービス業に転出する者が多かった」とされる⁴⁴⁾。また『新修 彦根市史』においても、「滋賀県人が製材会社の監督を専有する

43) 1928年のルミュー協約の改訂によって、妻子を含めて150名への制限となった。原口 邦紘 「日本・カナダ関係の一考察——「ルミュー協約」改訂問題——」『国際政治』第58号、1978年、45頁。

44) 河原 典史 「カナダへの移民」日本移民学会編『日本人と海外移住——移民の歴史・現状・展望』明石書店、2018年、101頁。

ようになった」と記されている⁴⁵⁾。また『多賀町史』(1991年)には明治時代に、のちの多賀町域から海外に渡った人々が大字ごとにまとめられ一人一人の渡航事由が書かれている。その中には、「商店員」「材木商」「鮭のかんづめ工場」など具体的な記述があるものもある⁴⁶⁾。製材所での労働、商業、漁業およびその加工といった職種であることがわかる⁴⁷⁾。

滋賀県統計書には、旅券下付表にあらわれない北海道への移住目的が間接的にではあるが記される。ただし、それは本稿がおもに対象とする1898年から1921年のすべての期間についてはないし、北海道への移住者の全数について分るわけでもない。県統計書によって知りうるのは、1906(明治39)年から1910(明治43)年までであり、北海道への移住者のうち、船車賃割引券を下付されたものだけである。それらの人々についてのみ、移住前後の職業が判明する。

なお、割引券下付の有無は移住者の貧富を表しているわけではない。割引券の下付を受けるには、「一時の出稼にあらざる者」、「生業の目的を以て移住する者」、「移住に要する旅費を弁じ得る者」という3つの条件が課されている⁴⁸⁾。旅費自弁が前提とされており、貧富の問題ではなく、永住を目的とするか否かという違いであったと考えられるのである。

1906年から1910年までの船車賃割引券下付を受けた北海道移住者の移住前後の職業分布を示すのが表5である。表5では農業従事者が多いが、これは永住を目的としていることだけでなく、そもそも滋賀県における農業従事者が多いためである。県統計書に掲載された「現住人口職業別」表によれば、1909年の職業分布は現住人口692,102人中の有業者413,264人のうち⁴⁹⁾、農業が300,907人で約73.3%を占める⁵⁰⁾。それに続くのは商業で、49,676人約12.0%である。表5では総計893人中、

表5 北海道移住者の移住前後の職業(1906-1910)

| 年次 | 農業 | | 漁業 | | 工業 | | 商業 | | 其他 | |
|------|-----|-----|----|---|----|---|----|----|----|----|
| | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 1906 | 181 | 169 | 0 | 2 | 7 | 7 | 2 | 3 | 7 | 16 |
| 1907 | 240 | 246 | 0 | 0 | 2 | 1 | 15 | 7 | 5 | 8 |
| 1908 | 191 | 184 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 | 15 | 5 | 8 |
| 1909 | 110 | 111 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 17 | 11 |
| 1910 | 87 | 83 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 8 | 8 | 7 |
| 合計 | 809 | 793 | 0 | 3 | 9 | 8 | 33 | 39 | 42 | 50 |

45) 『新修 彦根市史』、455頁。

46) 『多賀町史』 下巻、1991年、161-172頁。

47) 末永國紀は、1938年に加奈陀日本人会が実施した在留日本人の調査における職業分布表を掲載している。それによれば、カナダ全域の在留日本人から被扶養者15,248人を除いた7,601人のなかで一番多いのは「一般労働」の1,521人、続くのは漁業の1,084人、農業871人、製材業813人、商業704人であった。末永 『日系カナダ移民の社会史』、97頁。

48) 安田 泰次郎 『北海道移民政策史』 生活社、1941年、388頁。

49) 現住人口にたいする無業者は271,974人約39.3%である。

50) 「現住人口職業別」表における農業には、林業、牧畜業、養蚕業に加えて漁業も含むが、ここでは北海道移住者の職業分類に合わせて漁業を除いた。

移住前の農業従事者は803人約89.9%で、商業従事者は33人約3.7%で、農業従事者の移住割合がやや高いといえる。しかし移住後について見てみると、農業従事者は農業を続けるものが大半であるが、やや減少している。逆に、増えているのは漁業、商業、其他である。「其他」に含まれる職業は定かではないが、「現住人口職業別」表から類推するに、鉱業、交通・運輸業などが考えうる。

北海道と滋賀県とのあいだには、明治維新以前から特別な縁がある。近江から蝦夷地に渡り場所請負で活躍する商人もいた。彼らははやくも18世紀には「両浜組」と呼ばれる組合を組織して蝦夷地交易に従事している。その後も、西川家や藤野家といった商家が松前藩との結びつきを強めつつ、場所請負をおこなっている。店印を又十とする藤野家は、明治維新以降も北海道を拠点に漁業、回漕業、商業、牧畜業、缶詰業、倉庫業を多角経営している⁵¹⁾。近江商人たちは近江・滋賀出身者を選んで丁稚として受け入れ、中堅幹部に養成することが多いことが指摘されており、藤野家も同様な雇用・養成の仕組みを採ったと考えられる⁵²⁾。このように、商業のために移住したのも近世期からいたのである。

商業に着目したとき、県統計書に最初に在留先とその目的とが現れた1891(明治24)年の表に立ちかえる必要もある。もっとも在留者が多いハワイに次ぐのは朝鮮で18名が在留していたが、このうち「不詳」の1名を除く17名の渡航目的は「商業」である。

カナダが在留者数で第1位となった翌1892年でも商業目的の在留者35名中もっとも多い19名が在留しているのは朝鮮である。5年後の1897(明治30)年には商業目的での在留者は49名に増えるが、やはり約半数を占めるのが朝鮮である。商業目的の在留者は朝鮮以外にも、中国、シンガポール、ハワイ、オーストラリア、「西比利亞」、アメリカ合州国、ブラジルといったアジア太平洋地域だけでなく、ロシア、オランダ、イギリスといったヨーロッパ地域にも広がっている。しかし、朝鮮24名、アメリカ合州国9名、ハワイ6名、「西比利亞」とイギリスの各2名を除けば、いずれも1名である。商業目的の在留者が朝鮮に集中している傾向は変わらない。

朝鮮については、如上のとおり、1907(明治40)年には統監府によって「外国旅券規則」が施行され旅券法上も帝国領域に組み入れられているが、1909(明治42)年までは日本からの渡航に外国旅券が交付されていた⁵³⁾。滋賀県統計書でも、1906年までは「海外旅券下付人員」表に「韓国」の名が見られる。ただし、1906年には「韓国」向けの旅券下付はない。したがって、1905年までについてのみ渡航目的が明示された数値が得られる。

1898年から1905年までの朝鮮への旅券下付数は213であるが、約3分の2が商業目的である(表6)。1894年から1905年まで、朝鮮向けの数次渡航が可能であったことを踏まえると、じっさいの渡航延べ人数はさらに多くなる可能性もある。そしてそれらの移住者たちの多くも商業目的だったと考えられる。

51) たとえば、以下を参照。『網走市史』下巻、1958年、149-154頁。

52) 総支配人として明治期の経営の中核を担った高田源蔵はまさにこの丁稚制度によって養成された幹部である。『網走市史』下巻、141頁。

53) 外務省通商局編纂 『自明治元年至大正九年 旅券下付数及移民統計』、34-35頁。

表6 目的別朝鮮向け旅券下付数(1898-1905)

| 年次 | 学術 研究 | 商業 | 農業 | 出稼 | 他 | 計 |
|------|----------|-----|----|----|----|-----|
| 1898 | 0 | 8 | 0 | 3 | 2 | 13 |
| 1899 | 5 | 12 | 0 | 5 | 1 | 23 |
| 1900 | 0 | 20 | 0 | 1 | 3 | 24 |
| 1901 | 0 | 24 | 1 | 3 | 12 | 40 |
| 1902 | 0 | 15 | 0 | 6 | 8 | 29 |
| 1903 | 3 | 15 | 0 | 5 | 1 | 24 |
| 1904 | 0 | 45 | 0 | 0 | 12 | 57 |
| 1905 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 8 | 142 | 1 | 23 | 39 | 213 |

1905年に朝鮮に渡り、のちに京城5大百貨店のひとつに数えられた三中井百貨店を開き、朝鮮・満州・中国大陸において百貨店チェーンを築いた中江兄弟のような事例がある。

さらに、1907年末日時点での「韓国在住者」(『明治四十一年滋賀県統計全書』、162頁)は1,248人であるが、在留者が多い区域は京城(317人)、釜山(166人)、仁川(150人)であり、半数以上が都市部に集中している。したがって、在留者の多くを商業従事者が占めた可能性が高い。

植民地でいえば、台湾への渡航者も商業を職業とするものが多い。台湾への渡航者については、1907(明治40)年版から1909(明治42)年版までの滋賀県統計書に「台湾渡航及帰航者」という表が掲載され、1904年から1908年までの台湾への渡航者と台湾からの帰航者の職業別人数が男女別で記されるが、1904年から1906年までは雑業者が多く商業者がそれに次ぐが、1907年と1908

年では商業従事者をもっとも多くなり、1908年には67名の商業従事者が渡航している。一方、農業従事者は5年間でもっとも多とも1905年の12名である。

滋賀県からの出移民のもっとも多い北海道ではその渡航目的は農業が優越したように見える。しかし、商業従事者もいた。また、朝鮮などの植民地に目を向けると、商業従事者の渡航が顕著である。カナダでも当初は製材業に従事するものの、のちには商業・サービス業に転換していったことも指摘されている。移住民＝農業従事者という見方はかならずしもあてはまらず、とりわけ植民地へは商業目的で渡航したものが多くと考えるべきであろう。

結

滋賀県からの出移民は、ハワイ官約移民に始まり、カナダ移民で本格化したと考えられ、戦前のカナダ移民においてもっとも多いのが滋賀県出身者であったことから、自治体史誌においてもカナダ移民中心に記述されてきた。しかし、数のうえでは北海道移民がもっとも多く、植民地とりわけ朝鮮への移民も少なくなかった。

こうした齟齬が生まれたのは、従来の研究が移民＝非勢力圏への移住者という前提のもと、旅券上の「移民」という種別に絡めとられてきたためであった。ところが、その前提を放棄し、移住を史料のなかから捉え、出移民を「自己の職業活動を、移住先の社会そのもののなかで実現している」と再定義することによって見え方は大きく変わることになる。そして、それこそが滋賀県からの出移

民という人の移動を社会現象として捉えることを可能とする。

史料=資料としての滋賀県統計書は、新たな出移民像を提示するうえで有用なものであった。視点を改めることで、県統計書はさまざまなデータを示してくれる資料集となった。旅券下付表は、「出稼」や「移民」という目的種別以外の数値も示し、植民地以前の朝鮮への渡航者数も提供する。「移住民」表は、北海道への渡航者数を植民地や非勢力圏と同様に表す。また「北海道移住民船車賃割引券下附人員」表は北海道への移住者の移住前後の職業を示してくれるのである。

こうした種々の表からわかるのは、滋賀県からの出移民は非勢力圏である外国よりも、北海道や植民地に渡ったことであり、とりわけ植民地においては商業に従事することを目的としたことである。ハワイの官約移民における甘蔗農園での労働と北海道移民に見られるように、出移民と農業とは結びつきやすい。しかし、非勢力圏への移民でもっとも多いカナダでは移民たちは製材所で働き、のちには商業・サービス業に転換していく。また朝鮮や台湾に渡ったものの大半は商業従事者であったし、北海道と滋賀県とは商人による縁があった。滋賀県からの出移民史は、商業目的の植民地・北海道への移住者という視点から問いなおされなければならない。

Destinations and Purposes of Emigrants from Shiga Prefecture during the Meiji and Taisho Periods

Tetsuya Banno

The aim of this paper is to examine the destinations and purposes of emigrants from Shiga Prefecture during the Meiji and Taisho periods based on data of the prefecture's Annual Statistical Reports. Previous studies on this topic show that emigrants from Shiga traveled mostly to Canada in search of work, but this conclusion may not be accurate since these studies did not utilize the Annual Statistical Reports efficiently or effectively. Although their attention was focused on the number of passports issued in Shiga with destination and purpose, they failed to investigate the Japanese passport system of those periods or pay attention to the options of emigration. They also did not understand how to use data on the mobility of people.

By exploiting the data of the Annual Statistical Reports, this work makes clear that more emigrants went to Hokkaido and Imperial Japan's overseas colonies without a passport than to Canada with a passport and permission to migrate, and that the emigrants were not only farmers in search of land to cultivate and settle or workers for employment, but also small business people or entrepreneurs seeking business opportunities, which was seen more in Japan's Asian colonies.

